

「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施しています

「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の概要

<p>説明会</p>	<p>●内容 全国の都道府県労働局で、事業主・人事労務担当者向けに開催する、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメント対策を含む、改正法などについての説明会。</p> <p>●開催日程 開催日程は下記のホームページに掲載しています。 厚生労働省ホームページ「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133842.html</p> <p>●申込方法・お問い合わせ先 ご希望の会場を担当する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお申し込みください。</p>
<p>ハラスメント対応特別相談窓口</p>	<p>全国の都道府県労働局に、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントについての相談を中心に受け付ける特別窓口を開設しています。詳しくは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。なお、2017年1月1日以降も引き続き、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で、それぞれのハラスメントについての相談を受け付けます。</p>

今年の12月31日まで、全国の都道府県労働局において「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」と銘打ち、事業主・人事労務担当者などを対象とした説明会を開催するほか、労働者や事業主などが相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。

「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」は、来年1月1日から改正男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法(以下「改正法」)(※)が全面施行されること

に伴い、事業主に対して新たに義務付けられる妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメント防止措置やその必要性、改正法・関係省令などの内容について理解を深めてもらうために実施しています。

働く人も、企業の担当者も、この機会にぜひ説明会や相談窓口をご利用ください。

※32〜34ページの「育児・介護休業法が改正されました!」も併せてご覧ください。



© sora_nus - Fotolia.com